

平成21年10月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 吉田勝行

平成19年(ホ)第3320号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成16年(ワ)第21635号)

口頭弁論終結日 平成21年4月14日

判 決

東京都 [REDACTED]

控 訴 人 西 村 ト シ 子

[REDACTED]

控 訴 人 西 村 [REDACTED]

[REDACTED]

控 訴 人 西 村 [REDACTED]

上記3名訴訟代理人弁護士 宮 里 邦 雄

同 海 渡 雄 一

同 日 隅 一 雄

同 鴨 田 哲 郎

同 内 藤 隆

茨城県那珂郡東海村村松4番地49

被 控 訴 人 核燃料サイクル開発機構訴訟承継人

独立行政法人日本原子力研究開発機構

同 代表者理事長 岡 崎 俊 雄

同 訴訟代理人弁護士 浅 岡 省 吾

同 加 藤 義 樹

同 山 内 喜 明

同 指定代理人 佐 藤 隆 博

同 中 西 昌 夫

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人ら

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人西村トシ子に対し7400万7522円、控訴人西村■■■■及び控訴人西村■■■■に対し各3700万3761円、及びこれらに対する平成16年10月27日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審を通じて被控訴人の負担とする。
- (4) 仮執行宣言

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人の前身である動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）の職員（総務部次長）であり平成7年12月8日午後7時47分ころに発生した高速増殖炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）のナトリウム漏れ事故に関するビデオ隠し問題について社内調査を担当していた西村成生（以下「成生」という。）が平成8年1月13日の早朝に自殺したことから、その相続人である控訴人らが、成生が自殺したのは動燃が成生に対して前夜の記者会見で虚偽の発表を強いるなどして労働契約上の安全配慮義務に違反したためであるとして、損害賠償金合計1億4801万5044円を請求した事案である。

原審が控訴人らの請求をいずれも棄却したため、控訴人らがこれを不服として控訴した。

当審において、控訴人らは、その主張を一部改め、「動燃は、成生をして、記者会見で真実を公表するか虚偽の事実を公表するかの二律背反的な進退窮まる状況に置き、結果として虚偽の発表を強いた。」旨の主張に変更した。

2 前提事実

前提事実は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2に記載（原判決2頁21行目から5頁22行目まで）のとおりであるから、これを引用する。これを付加、訂正、削除した上で掲記すれば、以下のとおりである。

(1) 当事者等

ア 控訴人西村トシ子は成生の妻であり、控訴人西村[]及び同西村[]は成生の子である。

イ 成生は、平成8年1月13日早朝、宿泊先の東京都中央区日本橋兜町所在の「センターホテル東京」の8階非常階段の踊り場から飛び降り自殺をして死亡した。成生は、当時、動燃の総務部次長であった。

(2) ナトリウム漏れ事故の発生とビデオの公開

ア 平成7年12月8日（金）午後7時47分ころ、福井県敦賀市に所在するもんじゅにおいて、二次冷却系の配管に取り付けられた温度計部からナトリウムが漏れる事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

イ(ア) 動燃の職員は、本件事故発生後の翌9日午前2時15分ころ本件事故現場に立ち入り、約10分間、ビデオカメラで本件事故現場の状況を撮影した（以下、このビデオテープを「2時ビデオ」という。）。

イ(イ) また、同日午後4時ころ、動燃職員と東芝職員は、本件事故現場に立ち入り、それぞれ、ビデオカメラで本件事故現場の状況を撮影した（以下、東芝職員によって撮影された約11間のビデオテープを「16時未編集ビデオ1」といい、動燃職員によって撮影された約4分間のビデオテープを「16時未編集ビデオ2」という。）（甲9，12，4

7, 乙6)。

(ウ) もんじゅ建設所副所長であった佐藤勲雄（以下「佐藤副所長」という。）の指示により、16時未編集ビデオ1, 2を使用して、1分間の長さに編集されたビデオテープが作成された。

(エ) 動燃は、同日午後6時40分ころ、現地で、マスコミに対し、上記の1分間の長さに編集されたビデオテープを公開した。

このビデオを見た福井県と敦賀市の職員は、オリジナルのビデオテープがあるはずでありそれを見たいと要求し、佐藤副所長は、動燃の職員に指示して、16時未編集ビデオ1, 2を使用して4分間の長さに編集したビデオテープを作成させ、同日午後9時ころ、これを上記の職員にオリジナルのビデオとして見せた。(甲17, 41)

(オ) 同日午後9時ころ、2時ビデオのダビングテープが折からもんじゅ現地に出張していた動燃本社動力炉開発推進本部（以下「動開本部」という。）主幹坪田俊秀（以下「坪田」という。）によって動燃本社に持ち帰られ、また、その後、上記の1分間の長さに編集されたビデオテープのダビングテープも折からもんじゅ現地に出張していたもんじゅ計画管理課主査三浦忠男（以下「三浦」という。）によって動燃本社に持ち帰られた。その後、2時ビデオのダビングテープは職員の手の中に保管されたままとなった。(甲17)

ウ 10日午後5時ころ、動燃本社で、上記の1分間の長さに編集されたビデオテープが公開された（公開されたものは、現地から電送されたものと認められ、上記イ(オ)のビデオテープではないと認められる。）。

エ 福井県と敦賀市の職員は、11日午前3時から午前5時まで、本件事故現場に立ち入り、現場の状況をビデオカメラで撮影し、このビデオテープを同日午前9時30分にマスコミに公開した。

動燃も、同日午後6時ころにもんじゅ現地で、同日午後11時ころに

動燃本社で、それぞれ、上記の4分間の長さに編集されたビデオテープをマスコミに公開したが（動燃本社で公開されたものは現地から電送されたものであった。）、福井県の職員から、動燃が公開しているビデオが余りに本件事故現場の状況と違いすぎるとして、動燃が意図的にビデオテープを隠しているのではないかとの疑問が提起された（甲14、17、乙7）。

オ 動燃は、18日、科学技術庁に対して報告書を提出し、その中で、本件事故後初めて現場に入ったのは9日午前10時であると報告した。

カ(ア) 福井県と敦賀市の職員が20日午前10時から午後3時までもんじゅへの立入調査を実施したところ、ビデオ撮影をした動燃職員が、敦賀市職員の質問に対して、これまで公開してきたビデオのオリジナルのものがあることを認めた。

そして、このことは動燃の理事長である大石博（以下「大石理事長」という。）にも報告された。

イ) そこで、動燃は、同日午後7時30分、動燃本社においては大石理事長らが、もんじゅ現地においては動燃の理事である高橋忠男及びもんじゅ建設所所長である大森康民（以下「大森所長」という。）が、それぞれ、緊急記者会見をし、これまでに公開されたビデオのオリジナルのビデオテープとして16時未編集ビデオ1、2が存在することを認め、これらを動燃本社で公開した（動燃本社で公開されたものは現地から電送されたものであった。）。

ウ) 動燃の監督官庁である科学技術庁は、同日夜、もんじゅ建設所への強制立入調査を始めた。

キ(ア) 21日朝、動燃の理事である安藤隆（以下「安藤理事」という。）は、科学技術庁における記者会見で、大森所長が簡便版のビデオテープを作るよう指示し、佐藤副所長が内容を選んだ旨を説明した。

同日午後4時過ぎに現地で記者会見した大森所長及び佐藤副所長は、他にビデオテープはない旨を説明し、記者から「今後は嘘をつかないか。」と質問されたのに対し、反省していると述べた。

(イ) このような経緯の下に、21日、大石理事長は、動燃の大畑宏之理事（以下「大畑理事」という。）に対して、16時未編集ビデオ1、2に関するビデオ隠し問題について調査するよう指示した。

ク(ア) ところが、22日午前8時30分から科学技術庁によるもんじゅへの強制立入検査が実施され、プラント第二課長前田太志は、科学技術庁の職員に対して、9日午前2時15分ころに本件事故現場へ立ち入ったこと及び2時ビデオの存在を報告した。

(イ) 科学技術庁は、前記のとおり、動燃が科学技術庁に対して本件事故後初めて現場に入ったのは9日午前10時であると報告していたことから、22日午前9時、動燃の職員が9日午前10時に本件事故現場に初めて入ったというのは誤りであり、実際は9日午前2時に入っていたことを発表した。

(ウ) 佐藤副所長は、同日午後2時ころから開かれた記者会見において、2時ビデオにつき、前日の記者会見で他にビデオテープはないと言ったのは、探したが見つからなかったのものでそう言ったものである旨を釈明し、大森所長は、同日午後3時25分から開かれた記者において、2時ビデオにつき、配管等が映っておらず公表に値しないと判断した旨を説明した。

(エ) 動燃は、同日午後4時ころ、2時ビデオを動燃本社ともんじゅ現地で順次公開した。動燃本社で公開されたものは、現地から電送されたものであった（甲9、弁論の全趣旨）。

ケ 動燃は、23日、もんじゅ現地の幹部である高橋忠男理事、大森所長、佐藤副所長及び前田二課長を更迭した。

(3) 調査チームの結成

ア 前記のとおり、21日、大畑理事は、大石理事長から16時未編集ビデオ1、2に関するビデオ隠し問題についてチームを作って調査に当たるよう指示されたことから、同日、それまで動燃人形峠事業所のウラン残土処理問題に関する地元自治体と住民対策の問題を担当していた成生に対し、動燃におけるビデオ隠し問題について社内調査チームの一員として調査に当たるよう命じた。

この社内調査チームについては、動燃の技術協力部長であった鈴木治夫（以下「鈴木団長」という。）が団長となり、成生は副団長となった。

イ そして、この社内調査チームは、翌22日に2時ビデオの存在が明らかとなったことから、16時未編集ビデオ1、2のほかに、2時ビデオ隠し問題についても調査することとなった。

(4) 動燃の組織

当時の動燃の組織は、別紙組織図のとおりであり、広報室長は渡瀬雅春（以下「渡瀬広報室長」という。）であった。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(一) 原審における当事者の主張

原審における争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の3に記載（原判決5頁24行目から10頁3行目まで）のとおりであるから、これを引用する。これを付加、訂正、削除した上で掲記すれば、以下のとおりである。

(1) 争点(1)（動燃の安全配慮義務違反の有無）について

ア 控訴人らの主張

(ア) 本件事故の発生とこれに引き続く動燃の事故隠しの連続により、日本の原子力行政に対する信頼は失墜し、もんじゅの存続、動燃の組織としての存続にまでかかわる事態が生じていた。このような状

況の下で、動燃が、組織の命運にかかわるような事項についての調査を組織内部の者に担当させ、その結果の公表までさせるということは、調査担当者に真実の情報開示と組織擁護という二律背反的な責任を負わせるものであり、異常なストレスを課すことになるから、避けるべきであったのであり、かかる調査等は動燃の組織外の者に行わせるべき安全配慮義務を負っていた。それにもかかわらず、動燃は、この義務に違反し、そのような調査等を組織内部の職員である成生らに命じた。

(イ) そして、動燃は、平成8年1月12日に開かれた第1回目の記者会見及び第2回目の記者会見（以下、単に、「1回目の記者会見」、「2回目の記者会見」という。）で、それぞれ、安藤理事及び大石理事長をして、2時ビデオが動燃本社に保管されていることを動燃本社の幹部が認識したのは平成7年12月25日であることを認めさせて真実を述べさせるべき安全配慮義務を負っていたのに、その義務に違反して、真実を述べさせなかった結果、成生をその日の第3回目の記者会見（以下、単に、「3回目の記者会見」という。）に出席させざるを得ない事態を生じさせた。

(ウ) 動燃は、成生をして、1月12日の3回目の記者会見において、2時ビデオが動燃本社に保管されていることを調査チームが認識した時期について、真実である平成7年12月25日とありのままを公表するか、関係者とりわけ大石理事長の立場を考慮して平成8年1月10日と虚偽の事実を公表するか、二律背反的な状況に置き、結果として、成生に虚偽の発表を強いた。動燃には、記者会見への出席という業務指示において、労働契約上、虚偽の事実を発表することによって被る過大な心理的負担について十分に配慮し、虚偽の事実の発表を強いてはならず、虚偽の事実の発表をしなくても済む

ように事前の方策を講ずべき安全配慮義務があったのに、上記のとおり、その義務の履行を怠ったものである。

(エ) 動燃は、仮に成生による虚偽の事実の発表が動燃の指示によるものであった場合には、3回目の記者会見終了後において、その労をねぎらい、今後虚偽であることが発覚した場合には上層部が対処し、成生を矢面に立たせることのないことを確約したり、翌日のもんじゅ現地における記者会見の業務を解くなどして、虚偽発表をしたことについての非常に重い精神的負担を緩和すべく最善の措置をとるべき安全配慮義務があったのに、これを怠り、3回目の記者会見終了後においてそのような措置を全くとらず、翌日にはもんじゅ現地での記者会見を設定してこれに大畑理事と成生を出席させることを決定し、ほとんど睡眠時間のないままに早朝には東京を出発しなければならない強行スケジュールを立てさせ、さらに夜中に電話をかけたり自らが出席した前夜の3回目の記者会見の記録をファックス送信したりするなどして、上記義務に反する行為を行い、成生を精神的に追いつめていった。

(カ) 動燃は、成生が3回目の記者会見で大石理事長の指示と異なり虚偽の事実を発表したとすれば、直ちにその場で若しくは記者会見終了後速やかにこれを訂正するなどして、成生が苦境に陥ることのないよう適切に対処すべき安全配慮義務を負っていたのに、その義務の履行を怠り、3回目の記者会見の場において直ちに若しくはその記者会見終了後速やかにこれを訂正せず、成生を進退窮まる窮地に陥れた。動燃がそのような義務を尽くしていれば、成生が自らの記者会見における発表を苦に自殺する必要はなくなり、成生の死を回避することができた。

(キ) 当時の成生を取り巻く状況に照らすと、責任感の強い成生がその

責任の取り方として自殺を選択することは、動燃においてこれを十分に予見することができた。

イ 被控訴人の主張

(ア) 動燃がビデオ隠し問題についての調査業務を成生に命じたこと、成生が平成8年1月12日の3回目の記者会見に出席したこと、その記者会見において成生が1月10日という虚偽の発表をし、それが訂正されなかったこと、同月13日に成生と大畑理事が敦賀市に出張する予定であったこと、動燃の職員が成生の宿泊しているホテルに電話をかけ、記者会見議事録をファックス送信したこと、成生が自殺したことは認めるが、その余は否認し争う。

(イ) 動燃が成生に対し平成8年1月12日の3回目の記者会見において虚偽の発表をするよう強制した事実はなく、成生の自殺を予見できるような異常な言動や兆候も全くなく、成生が自殺した原因も不明である。また、2時ビデオが動燃本社に存在することを調査チームが確認しその提出を受けた日は、記者にとって重要な事実であるとは認識されておらず、それが3回目の記者会見における焦点であったこともない。したがって、動燃には成生の自殺に対する予見可能性はなかった。

(ウ) 3回目の記者会見に成生とともに出席していた安藤理事や渡瀬広報室長がその記者会見中に成生の発言を訂正しなかったことは認めるが、これは、調査チームの副団長である成生の発言をその場で否定すると会見が成り立たなくなることを考慮したためであって、やむを得ないものであり、これを非難することは不可能を強いることになる。3回目の記者会見後に訂正しなかった点についても、安藤理事や渡瀬広報室長は、翌1月13日午前の定例記者会見で成生の発言を訂正しようとしていたのであって、ただそれが成生の自殺

によって機会を逸したにすぎないものである。成生の自殺について動燃に結果回避可能性は認められない。したがって、動燃に控訴人らが主張するような安全配慮義務違反はない。

(2) 争点(2) (成生の自殺と動燃の安全配慮義務違反との間の相当因果関係の有無) について

ア 控訴人らの主張

成生の自殺の原因は、2時ビデオが動燃本社に保管されていることを調査チームが認識した時期が1月10日であると虚偽の事実を公表したことにより成生が進退極まる窮地に陥ったことにあり、そのような成生に対して動燃は虚偽の発表を訂正するための記者会見を行うなどの自殺回避のための適切な措置を講じなかったのであるから、動燃の安全配慮義務違反と成生の自殺との間には相当因果関係がある。

イ 被控訴人の主張

成生の自殺の原因は不明である。動燃に安全配慮義務違反はないから、成生の自殺について相当因果関係があるということもできない。

(3) 争点(3) (損害額) について

ア 控訴人らの主張

(ア) 成生の平成7年の給与は1380万1288円であった。成生は死亡時49歳であり、就労可能年数は67歳までの18年間であったから、逸失利益は1億1293万1109円となる $\{1380万1288円 \times (1-0.3) \times 11.6895\}$ 。

(イ) 動燃が成生に支払うべき慰謝料の額は、成生が一家の支柱であったこと、動燃のために家族を犠牲にして自らの命を絶つという苦渋の決断を下さなければならなかったこと、等を考慮すると、3000万円を下らない。

(ウ) 成生の葬儀費用は、508万3935円であった。

(エ) したがって、成生の損害額の合計は1億4801万5044円となる。控訴人らはこの損害賠償請求権を法定相続分に従って相続した。

イ 被控訴人の主張

成生の平成7年の給与額が1380万1288円であったこと、成生が死亡時49歳であったことは認めるが、その余の主張は争う。

(二) 当審における当事者の主張

(1) 控訴人らの主張

ア 動燃は、大石理事長の2回目の記者会見後、成生に対して、本社内に2時ビデオが持ち込まれていたことが動燃本社の幹部に発覚したのは平成7年12月25日であった旨を発表するよう明確な指示をすべきであったのに、それをしないまま成生を3回目の記者会見の席に送り出し、その結果、成生は、本社内に2時ビデオが持ち込まれていたことが動燃本社の幹部に発覚したのは平成8年1月10日であるという虚偽の発表をしてしまった。

イ 大石理事長は、1回目の記者会見後2回目の記者会見前の打合せにおいて、正直に対応するよう明確に指示しておきながら、その直後の自らの2回目の記者会見においては、「自分が2時ビデオの本社持ち込みを初めて知ったのは昨日の夕方である。」と真っ赤な嘘をつき（大石理事長が2時ビデオの本社持ち込みの事実を知ったのは、鈴木団長からそれまでの調査結果の報告を受けた12月25日である。）、そのため、それを聞いた成生は、2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成7年12月25日であると正直に答えるべきか否か迷わざるを得なくなり、かくして、大石理事長の上記の虚偽発言は、成生をして、その直後の3回目の記者会見において2時ビデオが動燃本社に保管されていることを調査チームが知った時期について真

実である「平成7年12月25日」とありのままに公表するか大石理事長の立場を考慮して大石理事長の発言に合わせて大石理事長の虚偽発言の発覚を阻止すべく「平成8年1月10日」と虚偽の事実を公表するか、二律背反的な進退窮まる状況に陥れたものであり、結果として、虚偽の発表を強いたものである。

2回目の記者会見の内容からすると、これを聞いた記者とすれば、大石理事長が2時ビデオの本社持ち込みを初めて知ったのは1月11日ころであると理解する以外に理解しようがないものである。このような記者の理解に合わせて、成生は3回目の記者会見において1月10日と回答したのである。

ウ 動燃は、成生が3回目の記者会見において2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成8年1月10日であると虚偽の回答をした時点において、それが虚偽であると認識し、そして、この虚偽の回答が引き起こす結果の重大性を十分に認識したのであるから、その時点で、成生が自殺する可能性が極めて高いことを予見し又は容易に予見することができたものである。動燃は、3回目の記者会見後においては成生にはもはや自殺以外に選択肢がないことを十分に予見し又は容易に予見することができたのである。それにもかかわらず、動燃は、成生の自殺を防ぐための措置を何ら講ずることなく、かえって、成生を動燃職員の目の行き届かなくなるホテルに宿泊させたのである。

動燃は、成生が2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成8年1月10日であると虚偽の回答をした時点において、事の重大性に鑑み、成生が自殺しないよう善後策（動燃という組織として、訂正の記者会見を直ちに開くことあるいは訂正の記者会見を開く日時を直ちに決めること、その記者会見で成生が虚偽の回答をしたことに

ついて記者に納得のいく釈明を行うこと、成生のもんじゅ現地への出張を中止し成生を休ませること、成生のみならず3回目の記者会見に同席した安藤理事及び渡瀬広報室長についてもその責任を協議の上ではっきりさせること、等の措置を講ずべき高度の安全配慮義務が発生したのに、この履行を怠った債務不履行がある。

(2) 被控訴人の主張

ア 大石理事長、安藤理事、渡瀬広報室長、成生らは、1回目の記者会見後の打合せにおいて、「Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのは12月25日である。」と答えるべきことを確認しているから、動燃が明確な指示をしなかったということはない。

イ 成生が大石理事長の2回目の記者会見の個別的具体的な発言内容を知っていたという事実はない。成生は、3回目の記者会見の直前まで、「Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのは12月25日である。」と答えるべきことを認識していた。

ウ 3回目の記者会見後において、成生が自殺をすることを予見できる兆候は全くなかった。

成生はいつでも訂正の記者会見をすることができたし、安藤理事や渡瀬広報室長においても、成生に発言の真意を確認した上で、翌日の定例記者会見で訂正する予定でいた。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本件請求を棄却すべきものと判断する。その理由は以下のとおりである。

2 認定事実

前記前提事実のほか、証拠（甲1の1ないし3、2、4の2、5、8の1ないし3、9ないし12、13の1・2、14、15の1・2、16ないし18、20、21の1ないし3、22、23、25の1・2、26、36；

39, 40, 43ないし48, 52ないし54, 91, 乙6ないし14, 16, 20ないし23, 25ないし31, 56, 原審証人大石博, 同渡瀬雅春, 同安藤隆, 同田島良明, 同富田英二, 同遠藤正裕, 当審証人丸岡賢, 原審における控訴人西村トシ子本人) 及び弁論の全趣旨を総合すれば, 以下の事実が認められる。

(1) 成生の勤務状況

ビデオ隠し問題の調査に関する成生の平成7年12月22日以降の勤務状況は, 以下のとおりである。

ア 成生は, 12月22日午前8時30分ころ, 東京駅からもんじゅへ向かい, もんじゅで作業(調査)をし, 午後11時ころに退勤して, 敦賀市内のホテルに宿泊した。

イ 23日午前8時ころホテルを出発し, もんじゅで作業をし, 24日午前2時ころに退勤して, 上記ホテルに宿泊した。

ウ 24日午前8時30分ころホテルを出発し, もんじゅにて徹夜で作業をし, 翌25日午前5時ころにもんじゅから東京の動燃本社に向かい, 同日午前11時ころ動燃本社に到着し, その後, そのまま動燃本社で作業をして徹夜となったが, 翌26日午前2時ころ仮眠を取った。

エ 26日午前中, 兄である西村●●●の病気見舞いのために作業を一時中断し, その後, 動燃本社に戻って作業をし, 翌27日午前零時ころに退勤した。

オ 27日, 動燃本社で夕方まで打合せをしたが, 西村●●●が死亡したため一時作業を中断した。

カ 28日, 通常どおり出勤して作業をしたが, 西村●●●の通夜に出席するため一時中断し, 午後11時30分ころに退勤した。

キ 12月29日から平成8年1月3日まで休暇であった。

ク 1月4日, 仕事始めのために動燃本社に出勤し, 年始の挨拶等をした。

ケ 5日、通常どおり動燃本社に出勤し、午後10時30分ころに退勤した。

コ 6日午前8時31分に東京駅を出発し、午後零時30分ころからもんじゅで作業（調査）をし、午後8時ころに退勤して、敦賀市内のホテルに宿泊した。

サ 7日午前8時ころホテルを出発し、もんじゅで作業をし、午後3時ころもんじゅを出発し、午後7時ころに動燃本社に到着した。その後、動燃本社で翌8日午前6時ころまで徹夜で作業をしたが、適宜仮眠を取った。

シ 8日、動燃本社で作業をし、午後8時ころに退勤した。

ス 9日、通常どおり動燃本社に出勤して作業をし、午後11時ころに退勤した。

セ 10日、通常どおり動燃本社に出勤して徹夜で作業をし、翌11日午前4時ころに4時間ほど仮眠を取った。

ソ 11日、引き続き動燃本社で作業をし、午後11時30分ころに退勤した。

タ 12日、通常どおり動燃本社に出勤して作業をし、午後8時50分から午後10時05分ころまで、科学技術庁において、3回目の記者会見に出席した。そして、翌13日午前零時30分ころに退勤して「センターホテル東京」に宿泊した。

(2) 社内調査の経過等

ア 社内調査チームは、平成7年12月23日、もんじゅにて事情聴取をした。その際、鈴木団長は、プラント2課員であった川西誠（以下「川西課員」という。）から、「12月9日、2時ビデオのダビングテープと同日午後4時に本件事故現場に立ち入った際に撮影したビデオの未編集のものを、もんじゅ計画管理課主査であった三浦が動燃本社に持ち帰

った。」旨を聴取した。(甲47, 48)

イ(ケ) 鈴木団長は、25日昼ころ、大石理事長に対して、ビデオ隠し問題に関するもんじゅ現地での調査結果について、上記アの川西課員からの事情聴取の結果をも含めて報告した。大石理事長は、鈴木団長に対して、動燃本社の関係者からも詳しい事情を調査するよう指示した。(甲47)

イ(イ) 成生及び動開本部副本部長和泉啓(以下「和泉副本部長」という。)は、25日午後1時53分から午後2時13分まで、三浦からビデオ隠しに関する事情を聴取した。三浦は、「2時ビデオを12月9日に動開本部主幹の坪田に託し、坪田は同日午後4時ころにもんじゅを出発して2時ビデオを動燃本社に持ち帰った。坪田が持ち帰った2時ビデオは同日管理課長のテーブル周辺のテレビで再生し、10人程度で見た。」旨、「16時未編集ビデオ1, 2の編集されたものを技術課の中村から手渡され、これを持って同日午後10時15分敦賀発のJRで本社に戻り、当時在室していたもの全員でこれを見た。」旨を述べた(甲8の2)。

イ(ク) 25日午後5時30分ころ、成生、和泉副本部長及び渡瀬広報室長がもんじゅプラント設備総括グループ副主幹であった横田淑生(以下「横田」という。)からビデオ隠しに関する事情を聴取したところ、横田は、「坪田は12月9日午後8時50分に東京駅に着き、同日午後9時30分ころには2時ビデオを動燃本社に届け、この2時ビデオを動開本部の居室にいた者10人くらいで見た。2時ビデオは管理課主査であった今泉英之の机に保管しておいた。」旨、「12月11日の週に佐藤副所長から自分に「危ない」との電話連絡があったため、自分が今泉英之から2時ビデオを預かり自分の机に保管しておいた。」旨、「もんじゅで2時ビデオを公表するという日に佐藤副所長から「

抹消しろ。」という話があったが、証拠隠滅になると思い、自分の判断でそのままにしていた。」旨、を述べた。そして、成生らは、横田から、同人が保管していた2時ビデオのダビングテープの提出を受けた。(甲8の3, 甲12)

(エ) 川西課員は、25日午後8時30分ころ、成生に電話をかけ、「三浦から電話があり再度確認したところ、9日午後4時の本件事故現場への立入りの際に撮影されたビデオについては、編集した1分間の長さのものが三浦に渡され、未編集のものではなかった。」旨を伝え、自己の前記アの供述を訂正した(甲8の1)。

ウ 鈴木団長は、27日、動燃の副理事長であった田口三夫に対して、ビデオ隠し問題の件について報告した(甲47)。

エ 27日、大石理事長は、国会の衆参両委員会に参考人として呼ばれたが、2時ビデオが動燃本社に持ち込まれていることが25日に判明したことは述べていない。

オ 29日から1月3日まで、成生ら調査チームは年末年始の休暇に入った。その間、大畑理事は、一人で、大森所長、前もんじゅ建設所技術課長であった西田優顕、高橋忠男理事、佐藤副所長から事情を聴取し、聴取した内容を記載したメモ(甲10, 乙29ないし31)を作成した。

カ 1月5日からは社内調査チームに総務部文書課文書係長であった富田英二(以下「富田係長」という。)が加わり、成生、鈴木団長及び富田係長は、同日、動燃本社において関係者8人から事情を聴取した。

キ 6日及び7日、成生らは、もんじゅ現地に出張して、関係者から事情聴取をした(6日は5人、7日は7人)。

ク(ア) 7日、成生らは、もんじゅ現地へのお出張から動燃本社に戻った後、翌8日午前6時ころまで作業をして、関係者から事情聴取した結果を基に、平成8年1月付けの「もんじゅナトリウム事故 個別ヒアリン

グ結果」と題する書面（甲9）、平成8年1月7日付けの「本社における現場立入りに関する事実確認経緯」と題する時系列の書面（甲11）及び平成8年1月7日付けの「本社におけるビデオの件の事実関係」と題する時系列の書面（甲12）、を作成した。

(イ) 上記「もんじゅナトリウム事故 個別ヒアリング結果」と題する書面には（甲9）、大森からの事情聴取の結果として、大森が敦賀市の職員に対して16時未編集ビデオについてこれ以上追及すると撮った本人が自殺するかも知れないので追及を少しやめてほしい旨を言ったこと、東電での経験から福島事故のときは課長が自殺しており取締役がノイローゼで入院した経緯もあることから、今回も自殺者が出る可能性もなくはないと思っていたこと、等が記載されていた。

(ウ) 成生は、富田に指示して、上記の平成8年1月7日付け「本社におけるビデオの件の事実関係」と題する時系列の書面（甲12）に、平成7年12月25日午後5時ころ横田が2時ビデオを調査チームに提出した旨を記載させた（原審証人富田）。

ケ 8日、成生ら調査チームは、引き続き調査結果を報告するための報告書作成作業を行い、前日に作成された2種類の時系列の書面（甲11、12）をプレス発表用にまとめた報告書のドラフトを作成した。

コ(ア) 9日及び10日、成生ら調査チームは、報告書作成作業を続けた。

(イ) 10日には、読売新聞が本件事故に関連する大きな記事を書くという情報が入ったため、徹夜で報告書作成作業をして、完成に近いものを作り上げた。その作業の中で、平成7年12月25日に横田が2時ビデオを調査チームに提出した旨の記載は報告書から削除されることとなった。（甲14、16、17）

サ(ア) 11日夕方ころ、成生ら調査チームは、動燃本社において、大石理事長に対し、上記の平成8年1月7日付け「本社におけるビデオの件

の事実関係」と題する時系列の書面（甲12）及び平成8年1月12日付け「もんじゅ事故に係るビデオ関連経緯について」と題する書面（甲16、乙6）を渡して、ビデオ隠し問題についての調査結果を報告した。その際、2時ビデオが動燃本社に存在していたことも報告された。

(イ) 動燃の安全部安全管理課長であった金盛正至らは、11日午後8時から午後9時30分までの間、科学技術庁原子力局と、同日午後10時30分から翌12日午前零時までの間、科学技術庁安全局原子炉規制課と、それぞれ、報告書として中間とりまとめの公表等を行うことについて打合せをした。この際、2時ビデオの動燃本社関与についても科学技術庁に報告された。動燃は、同月18日に中間とりまとめの公表を行うことを検討していたが、原子炉規制課は、同月18日の公表に否定的であり、問題点がクリアになってしっかり検討してから公表すべきである旨を指摘した（甲13の1、2）。

(3) 平成8年1月12日の3回の記者会見

ア このような中で、平成8年1月12日（金）午後4時、科学技術庁長官中川秀直は、閉議後の記者会見において、2時ビデオは動燃本社に持ち帰られて動燃本部の者も見ていた旨を発言し、動燃本社が保管していた2時ビデオについて記者は関心を持った。

イ そのため、動燃は、同日午後4時20分から科学技術庁で記者会見を開き、安藤理事、動燃本部次長であった伊藤和元及び渡瀬広報室長が、動燃本社内部に保管されていた2時ビデオの取扱いを中心に説明した（乙8）。

この記者会見において、動燃は、記者に対し、「もんじゅ事故に係るビデオ関連経緯について」（甲16、乙6）及び「もんじゅ事故対応（ビデオ関係）時系列」（甲17、乙7）を配付した。後者の「もんじゅ

事故対応（ビデオ関係）時系列」には、平成7年12月11日ころ佐藤副所長から動燃本部員Eに対して「2時ビデオをしまっておけ」との連絡が入り、Eは自分の引き出しにしまった旨が記載されていた。しかし、これらの配付資料には、平成7年12月25日に横田が2時ビデオを調査チームに提出した旨の記載はされていなかった。安藤理事は、この記者会見で、これらの資料を読み上げて説明し、従来の説明と異なり本件事故が発生した後の早い段階で動燃本社においても2時ビデオを見ていた事実の報告を受けたことについて謝罪する旨を述べた。

しかし、安藤理事は、記者からの、本件事故が発生した後の早い段階で動燃本社においても2時ビデオを見ていたとの事実を前提にした上での、①「動燃本部員Eは2時ビデオをいつから保管していたのか」、②「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」、③「本社に2時ビデオが存在していたことが判明したのはいつか」、④「その時点でなぜ公開しなかったのか」、などの質問に対して回答することができず、これらを留保して、合計13項目について宿題として調査後に回答する旨を述べた（甲18、乙8）。

この記者会見は、同日午後5時10分ころ終了した。

なお、この記者会見の中で、記者は、ビデオ隠し問題に関する調査は理事長の責任で行っているのであるから理事長本人が説明すべきである、30分以内にぜひ理事長から説明していただきたい、として、大石理事長の記者会見を要求した。

ウ 動燃は、1回目の記者会見において回答が留保され宿題とされた13項目の質問事項について回答するため、動燃本社理事長室において打合せを行った。この打合せ（以下「1回目の打合せ」という。）には、大石理事長、安藤理事、渡瀬広報室長、大石理事長の秘書役であった田島良明（以下「田島秘書役」という。）、調査チームの成生らが出席し、

これらの出席者に広報室員であった中野裕範が作成した13項目の質問事項が記載された書面（甲21の1, 2）が配られた。

この打合せにおいて、大石理事長が正直に対応するよう指示したことから、「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」との質問事項(6)及び「本社に2時ビデオが存在していたことが判明したのはいつか」との質問事項(8)に対しては、いずれも「平成7年12月25日である。」と答えることが確認された。そこで、成生は、配付された上記の書面の質問事項(6)の欄に「12/23情報一理事長指示12/25調査 Gr」と書き込み（甲21の2）、田島も、配付された上記の書面の質問事項(6)の欄に「12/25日」と書き込んだ（甲21の1）。また、「その時点でなぜ公開しなかったのか」との質問事項(9)に対しては、「一連の調査中であり、追跡調査を続行していたため公開しなかった。」と回答することが確認された。

田島は、この打合せの席上、大石理事長に対して、「12月25日ということで本日になって発表すると、今までの経緯、ビデオ問題をさんざん隠したという社会の糾弾を浴びておりましたから、1月の今日になって、12月25日に判明しましたということを使うと、また騒ぎになりますが、それでよろしいですね。」と念を押して確認したところ、大石理事長は、「いい」、「事実をありのままに言いなさい。」と答えた（原審証人田島）。

エ 富田は、同日午後5時30分ころ、プレス用に想定問答（甲15の1）を作成したが、それには、「2時ビデオの存在を動燃本社が知ったのはいつか」という問いに対して、「12月22日から1月11日の調査の過程で判明」との答えが記載されていた。

富田は、上記の1回目の打合せには出席しなかったが、広報室員から上記の13項目の質問事項が記載された書面を渡されて回答を記載する

よう指示され、「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」との質問事項(6)に対して、「調査 Gr が調査に入ってから、12/25(月)である。」と記載し、また、「本社に2時ビデオが存在していたことが判明したのはいつか」との質問事項(8)に対しては、「動燃本部以外の調査 Gr が知ったのは12/25(月)である。」と記載して、「本社分プレス宿題回答」と題する書面(甲21の3, 乙13)を作成した。

オ 動燃は、前記のとおり、記者から大石理事長の記者会見を求められていたため、同日午後7時30分からこの日2回目となる大石理事長単独の記者会見を科学技術庁において実施した(乙9ないし11)。

大石理事長は、冒頭、1回目の記者会見で指摘された点について早速調査するよう指示し、今作業をしており、分かり次第お知らせすること、昨日の夕方、動燃のビデオ隠し問題についての調査結果を聞き、事実関係が十分把握できなかつた点について明確にするよう作業を命じていたが、本日その結果がまとまったのでお知らせした次第であること、等を述べた(乙11の「動燃・大石博理事長記者会見議事録」には「実は昨日の夕方、本件についての調査の結果を、私聞きまして、私として納得のいかない所もありましたので、事実関係がもうひとつ私なりに十分把握できなかつたので、その辺を明確にするようにということで作業を命じておりましたが、本日その結果がまとまりましたのでお知らせしたような次第でございます。」と記載されている。)

この記者会見における記者からの質問は、専ら、ビデオ隠し問題の調査を今後も続けるのかどうか、配付された上記各資料にはビデオ隠しをなぜしたのかという理由やビデオ隠しの本質に関する記載がないのではないかと、今後の関係者に対する処分や大石理事長自身の進退はどうなるのかといった点についてなされたが、本件事故が発生した後の早い

段階で動燃本社においても2時ビデオを見ていたとの事実を前提にした上での質疑応答の中で、記者が「2時ビデオが動燃本社に持ってこられた際にそのビデオを見た者は一般の職員であり、そのことについて上司に対する報告はなかったということか。」と質問したのに対して、大石理事長はこれを肯定し、さらに、記者から「動燃本社の管理職の人間は2時ビデオの存在について知らなかったということか。」と質問されたのに対して、大石理事長は、2時ビデオについては自分を含め動燃本社の幹部は知らなかった旨を答えた。その後も、記者から「先ほど動燃本社の幹部は2時ビデオの存在を知らなかったと言ったが、断言できるか。」という質問に対し、大石理事長は、断言できる旨を答え、色々な者に調べさせクロスチェックをかけた結果であるからそのように信じていると述べた。

この記者会見は、同日午後8時10分ころ終了した。

カ 大石理事長による2回目の記者会見後、動燃本社理事長室において、科学技術庁から戻った大石理事長を交えて3回目の記者会見に向けた打合せ（以下「2回目の打合せ」という。）が行われたが、あまり時間がとれなかったため、大石理事長から、「記者会見では、「記者の皆さんから指摘があった点については更に調査をするよう指示した。」旨、「回答できる事項についてはこの後の会見でお答えすることになっている。」旨を話した。」旨の概括的な報告がなされるにとどまった（乙27，原審証人渡瀬）。

キ 菊地一成広報室員は、2回目の記者会見後の午後8時30分ころ、想定問答を記載した文書を作成した際にはそれを監督官庁の担当課である科学技術庁原子力局動力炉開発課に送付するのが通例となっていたことから、それまでに同室員が入手していた「本社分プレス宿題回答」と題する書面（乙13）、「ビデオ経緯時系列対応用Q&A及び宿題回答事

項」と題する書面（乙14）、「現地プレス回答分」と題する書面（乙15）、「理事長ポジションペーパー」との記載がある書面（乙16）、「安藤コメント」と記載がある書面（乙17）及び坪田俊秀の氏名、ふりがな、生年月日、所属等が記載された書面（乙18）を同課にファックス送信した（当審証人丸岡）。「本社分プレス宿題回答」と題する書面には、前記のとおり、「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」という質問に対する回答として「調査 Gr が調査に入ってから、12/25(月)である。」と記載されていた。

ク 3回目の記者会見のために科学技術庁原子力局動力炉開発課に来た動燃の丸岡賢広報室担当役は、動燃広報室から科学技術庁にファックス送信されていた上記の書面（乙13～18）のコピーを3回目の記者会見のために科学技術庁に来た成生に記者会見の直前に手渡した（当審証人丸岡）。

後日、成生の遺品の中から上記の「本社分プレス宿題回答」と題する書面（乙13）のコピーと思われる別紙の書面（甲21の3）が見つかったが、その(6)項には、上記のとおり、「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」との質問に対する回答として「調査 Gr が調査に入ってから、12/25(月)である。」と記載されており、そのうちの「12/25(月)である」との部分は成生によって鉛筆によると思われる黒い手書きの線で何度も囲まれていた。

ケ 動燃は、同月12日午後8時50分から3回目の記者会見を開いた（乙12）。この記者会見には、安藤理事及び渡瀬広報室長とともに成生が出席した。

安藤理事は、記者会見の冒頭、1回目の記者会見で多くの回答を留保したことを陳謝し、社内調査チームの一員である成生を紹介し、成生に説明・回答をさせることで理解してもらいたい旨を述べた。

そして、成生は、2時ビデオ隠しについての動燃本社の関与に関して、2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成8年1月10日である旨、動燃本社の職員の机の中から2時ビデオが出てきたものである旨、を回答した（乙25の「記者会見議事録」には、「1月10日本社がビデオ隠しに関与していることが分かった。（机の中から出てきた。）」と記載されている。）。記者から動燃本部員Eが同日までビデオを出さなかった理由を質問されて、成生は、「動燃本部員Eには2時ビデオであったことを隠したという認識がなく、2時ビデオを1、2回見たようだが、先にプレス発表したビデオがテレビ等に流れており、県の映像等もテレビで出たりして、混乱もしており、特に隠したという認識がなかった。」旨を回答した。

成生の回答に対し、記者からは、常識に突き合わせて調べていないのではないか、こんな調べ方でよいのか、内部調査はもっと厳格なものではないのか、事実関係がはっきりせず十分答えていないのではないかとか、1回目の記者会見の際に配付された資料には嘘をついていた話の説明が全くない、そのような資料では納得できない、努力が感じられないとか、事の真相を究明しようとする姿勢が見えない、などといった追及がなされた。

この記者会見は、同日午後10時5分ころ終了した。

この記者会見中、成生自身はもとより安藤理事や渡瀬広報室長が2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは1月10日である旨の成生の上記発言を訂正することはなかった。

(4) 平成8年1月12日の3回目の記者会見後の経過

ア 渡瀬広報室長が、3回目の記者会見終了後、科学技術庁内の廊下で、成生に対し、なぜ1月10日と言ったのかを尋ねたところ、成生は、「年をまたいだらもたないと思った。」旨を答えた。

イ その後、成生は、動燃本社に戻り、安藤理事及び渡瀬広報室長とともに、大石理事長に対して、3回目の記者会見で記者から更なる指摘を受けた旨を報告した。しかし、成生、安藤理事及び渡瀬広報室長は、成生が事前の1回目の打合せに反して2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成8年1月10日である旨を回答したことについては報告しなかった。

ウ 成生は、記者からの前記の追及もあり、今後どのように解明していくべきか悩んでおり、その場にいた者に意見を聞いたりしていた(乙22)。

エ その後、成生は、理事長室に近い役員会議室で行われた翌日の行動日程等を確認する打合せに出席した。

オ そして、成生と大畑理事は、翌朝にもんじゅ現地への出張を控えていたため、一緒に公用車で東京都中央区日本橋兜町に所在する「センターホテル東京」に向かい、翌13日午前1時ころチェックインし、大畑は801号室に、成生は803号室に入った。

カ 成生は、13日午前2時15分ころ、動燃広報室員の遠藤正裕から電話を受け、同日午前2時30分ころ、遠藤正裕からホテルにファックスで送信された前夜の3回目の記者会見についての議事録(乙25)を受け取った。成生は、その内容を確認した後、遠藤正裕に電話をかけ、議事録の内容はそのままよい旨を伝えた。

キ 成生は、同日午前3時10分ころから午前3時50分ころまでの間、大石理事長、妻控訴人西村トシ子及び田島秘書役に宛てて3通の遺書(甲1の1ないし3)を作成した。その内容は、以下のとおりである。なお、田島秘書役宛ての遺書には、田島秘書役への文章とともに、大畑理事や菊地等7人の氏名と他の皆様へもお詫び申し上げますという言葉が記載されていた。

(ア) 大石理事長宛ての遺書（平成8年1月13日午前3時10分付け）

「大石博理事長殿

前略、日夜ご心労の極みと拝察致します。今回の事故後の対応のまずさは、私自身も極めて残念だと思っております。

特にビデオの編集の件が事故から事件に変えた最大の要因であり、動燃の体質論までに扱われてしまったことはプロパー職員の一人としても残念でたまりません。

私自身、事実関係調査の指示を受け、昨年末から現地、動燃本社関係者から様々な思いや、考え方を聞いて参りましたが、決して事故隠しをしようと考えている者はいなかったと信じております。

人間の記憶は曖昧なものであり、これだけの異常なる関心を集めた、かつ技術的には自信を持っていたにも拘わらず事故を起したことから動揺と混乱は説明しがたいものがあったのではないのでしょうか。

人が人を裁く、あるいは見極めていくことは大変難しいことです。白黒とはつけられない状況もあるはずだと思います。

いずれにしろ、理事長が、正直であることが第一であり、決して隠すことのない様に言われていましたが、私も同感であります。

しかし、今回のプレス発表という大事な局面で私の勘違いから理事長や役職員に多大の迷惑、むしろ「本当のウソ」といった体質論に反展させかねない事態を引き起す恐れを生じさせてしまったことは理事長はじめ全社一丸となって信頼の回復に努めていこうとする出鼻をくじく結果となり、重くその責任を感じているところです。

我々動燃に働く者達は、明日へのエネルギー確保を我々の手で築いていこうと自負を持ち今迄も、これからも頑張っていこうとしています。

大変な時期に理事長として頑張られている姿に敬服しておりますが、それだけに己れの失態を重く受け止めています。

誠に無念です。

最後に横田君が折角素直に私に対し、臨んでくれたことにまで迷惑をかけてしまったことにお詫びをさせていただきます。

早々」

(イ) 妻控訴人西村トシ子宛ての遺書（平成8年1月13日午前3時40分付け）

「西村トシ子へ

色々、苦勞をかけました。

何にもしてあげられなかったと思いますが、最後の最後に子供達をよろしくお願ひし、お別れとします。

人間、幾度も失敗はするが、それが許されない状況もあります。子供達にくれぐれも軽卒な言動をとらぬ様話しておいて下さい。動燃の仲間には、大変お世話になったし、感謝しているところです。

唯一、マスコミの異常さには驚きを遠り越し、怒りを感じずる次第です。自分達がどれ程の者か、自省をすることも必要なのではないかと思う次第です。

元気で。熊本のご両親には余りショックを与えない様願ひます。

以上」

(ウ) 田島秘書役宛ての遺書（平成8年1月13日午前3時50分付け）

「田島良明君へ

迷惑をかけてしまった。

後の事は頼みます。

余りにも変化が激しく、失態を演じてしまいました。

許してください。

何かやっと寝れそうです。

以上」

ク その後、成生は、宿泊先のホテルの非常階段の8階と屋上との間の踊り場から飛び降りて自殺を図り、全身挫滅により死亡した。

(5) 成生の自殺後の経過

この点についての認定事実は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3当裁判所の判断」の1(1)オに記載（原判決21頁12行目から23頁14行目まで）のとおりであるから、これを引用する。主要なものを摘記すれば、以下のとおりである。

ア 動燃は、平成8年1月13日午前9時から、安藤理事長、渡瀬広報室長及び伊藤和元動燃本部次長が出席して記者会見を開き、成生の自殺について警察は事件とは捉えていないと言っていること、大石理事長、妻控訴人西村トシ子、親しい友人に宛てた3通の遺書があったこと、等を説明した。

記者からは、成生が前日の3回目の記者会見終了後に理事長から叱責されたことはなかったかとの質問があったが、動燃はこれを否定した。

イ 成生の葬儀は、1月15日に行われ、参列者は1500人に及んだ。

ウ 動燃は、平成9年7月、「「もんじゅ」事故時の不適切な情報提供について（ビデオ問題等調査報告書）」（甲41）を作成し、この報告書に、2時ビデオが動燃本部にあったことが平成7年12月25日に確認された旨を記載した。

(6) 成生の自殺の原因

成生が自殺した原因については、上記の一連の事実と3通の遺書の内容によれば、成生は、1回目の記者会見後の1回目の打合せにおいて、「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」との

質問事項に対して「平成7年12月25日である。」と答えることが確認されたにもかかわらず、自らが社内調査チームの代表として出席した3回目の記者会見において、「年をまたいだらもたないと思った」ことから、2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成8年1月10日である旨の嘘の答えをしてしまい、そのことを自己の失態として重く受け止め、そして、それが社内調査チーム自体までもが嘘をついているとして動燃の体質論にまで発展しかねない重大な事態を引き起こす危険性があることに強い自責の念を持ち、自己と同様に動燃を愛する先輩同僚部下職員にも迷惑をかけることになって申し訳ないとの気持ちから、もはや死をもって謝罪するほかないものと考えたことにあったものと推認される。

以上の事実が認められる。

3 判断（動燃の安全配慮義務違反の有無について）

(1)ア 控訴人らは、前記のとおり、「本件事故の発生とこれに引き続く動燃の事故隠しの連続により、日本の原子力行政に対する信頼は失墜し、もんじゅの存続、動燃の組織としての存続にまでかかわる事態が生じていた。このような状況の下で、動燃が、組織の命運にかかわるような事項についての調査を組織内部の者に担当させ、その結果の公表までさせるということは、調査担当者に真実の情報開示と組織擁護という二律背反的な責任を負わせるものであり、異常なストレスを課すことになるから、避けるべきであったのであり、かかる調査等は動燃の組織外の者に行わせるべき安全配慮義務を負っていた。それにもかかわらず、動燃は、この義務に違反し、そのような調査等を組織内部の職員である成生らに命じた。」旨を主張する。

イ しかし、動燃が成生に対してビデオ隠し問題に関する調査を命じたとしても、上記2に認定した当時の状況下において、そのような調査を内部職員に命じると、通常その職員が「真実の情報を開示すること

と組織を擁護するということの二律背反的な責任を負わされ、異常なストレスを受けることになる。」とまではいえず、まして、調査を命じた時点において成生の自殺を予見することは不可能であったから、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(2)ア 控訴人らは、前記のとおり、「動燃は、平成8年1月12日に開かれた1回目の記者会見及び2回目の記者会見で、それぞれ、安藤理事及び大石理事長をして、2時ビデオが動燃本社に保管されていることを動燃本社の幹部が認識したのは平成7年12月25日であることを認めさせて真実を述べさせるべき安全配慮義務を負っていたのに、その義務に違反して、真実を述べさせなかった結果、成生をその日の3回目の記者会見に出席させざるを得ない事態を生じさせた。」旨を主張する。

イ 確かに、1回目の記者会見において、記者から「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」との質問、すなわち、「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が動燃本社の幹部に判明したのはいつか」との趣旨の質問が出たものと認められる。

ウ(ア) しかし、たとえ動燃が安藤理事や大石理事長をして記者会見で真実を述べさせるべき義務を負っていたとしても、安藤理事や大石理事長が記者会見で虚偽の事実を述べたということはないのであるから、動燃に上記義務の違反があったということとはできない。

大石理事長は、2回目の記者会見で、「実は昨日の夕方、本件についての調査の結果を、私聞きました、」と述べているが、たとえば大石理事長が12月25日に鈴木団長から12月23日の川西課員に対する事情聴取の結果（すなわち、川西課員が「12月9日、2時ビデオのダビングテープと同日午後4時に本件事故現場に立ち入った際に撮影したビデオの未編集のものを、もんじゅ計画管理課主査であった三浦が動燃本社に持ち帰った。」旨を供述したこと）の報告を受けてい

たとしても、すなわち、これによって動燃本社の理事長自身である大石理事長がその時点で「2時ビデオが動燃本社に保管されていること」を知ったとしても、これをもって大石理事長が虚偽の事実を述べたものということとはできない。なぜなら、大石理事長は、昨日の夕方本件についての調査の結果を聞いたと述べているにすぎず、昨日の夕方に初めて「2時ビデオが動燃本社に保管されていること」を知ったと述べているわけではないからである。

また、大石理事長は、2回目の記者会見で、記者からの「動燃本社の管理職の人間は2時ビデオの存在について知らなかったということか」との質問に対して、自分を含めて動燃本社の幹部は知らなかった旨を答えているが、これは、2時ビデオが本社に持ち帰られた12月9日から大石理事長が調査チームから調査結果の報告を受けた12月25日までの間は知らなかったという趣旨であると解されるから、これをもって大石理事長が虚偽の事実を述べているということとはできない。

(イ) また、安藤理事及び大石理事長が「2時ビデオが動燃本社に保管されていることを動燃本社の幹部が認識したのは平成7年12月25日である。」と回答しなかった不作為をもって、動燃に義務違反があったということもできない。なぜなら、安藤理事は、「はっきり分からないものはみだりに推測を交えて言わないほうがいい。」(原審証人安藤)との考えから回答を留保したものであり、これをもってその職務上の義務に違反したものということとはできず、また、大石理事長は、安藤理事が1回目の記者会見で回答を留保した個別の質問事項については答えないこととし(原審証人大石)、「1回目の記者会見で指摘された点について早速調査するよう指示し、今作業をしており、分かり次第お知らせすること」としていたものであって(乙11)、これ

をもってその職務上の義務に違反したものであるということもできないからである。

(ウ) さらに、安藤理事が13項目の質問事項に回答を留保して調査後に回答する旨を述べたことが、通常その後の記者会見に成生ないしは調査チームの一員を出席させる事態を引き起こすことになるものとも認められないから、安藤理事が13項目の質問事項に回答を留保したことと成生が3回目の記者会見に出席したこととの間に相当因果関係があるものともいえない。

(エ) いずれにしても、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(3)ア 控訴人らは、前記のとおり、「動燃は、成生をして、1月12日の3回目の記者会見において、2時ビデオが動燃本社に保管されていることを調査チームが認識した時期について、真実である平成7年12月25日とありのままを公表するか、関係者とりわけ大石理事長の立場を考慮して平成8年1月10日と虚偽の事実を公表するか、二律背反的な状況に置き、結果として、成生に虚偽の発表を強いた。動燃には、記者会見への出席という業務指示において、労働契約上、虚偽の事実を発表することによって被る過大な心理的負担について十分に配慮し、虚偽の事実の発表を強いてはならず、虚偽の事実の発表をしなくても済むように事前の方策を講ずべき安全配慮義務があったのに、その義務の履行を怠ったものである。」旨を主張する。

イ 確かに、成生は、3回目の記者会見において、2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成8年1月10日である旨、動燃本社の職員の机の中から2時ビデオが出てきたものである旨を回答している。

ウ しかしながら、1回目の記者会見後に行われた1回目の打合せにおいて、大石理事長は正直に対応するよう指示し（この点は控訴人らも当審

において認めるに至っている。), これに基づいて, 「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」, 「本社に2時ビデオが存在していたことが判明したのはいつか」との質問, すなわち, 「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が動燃本社の幹部に判明したのはいつか」との趣旨の質問に対しては, 「平成7年12月25日である。」と答えることが確認されたのであり, 大石理事長が平成8年1月10日であると答えるよう指示したことはないのであるから, 動燃が成生をして二律背反的な状況に置いたということとはできず, 成生に対して「虚偽の事実の発表を強いた」ということもできないものである。控訴人らの上記主張も採用することができない。

- (4) 控訴人らは, 前記のとおり, 「動燃は, 成生が3回目の記者会見で大石理事長の指示と異なり虚偽の事実を発表したとすれば, 直ちにその場で若しくは記者会見終了後速やかにこれを訂正するなどして, 成生が苦境に陥ることのないよう適切に対処すべき安全配慮義務を負っていたのに, その義務の履行を怠り, 3回目の記者会見の場において直ちに若しくはその記者会見終了後速やかにこれを訂正せず, 成生を進退窮まる窮地に陥れた。動燃がそのような義務を尽くしていれば, 成生が自らの記者会見における発表を苦に自殺する必要はなくなり, 成生の死を回避することができた。」旨, 「当時の成生を取り巻く状況に照らすと, 責任感の強い成生がその責任の取り方として自殺を選択することは, 動燃においてこれを十分に予見することができた。」旨, を主張するが, これについては以下の判断で述べることとする。

- (5)ア 控訴人らは, 当審において, 前記のとおり, 「動燃は, 大石理事長の2回目の記者会見後, 成生に対して, 本社内に2時ビデオが持ち込まれていたことが動燃本社の幹部に発覚したのは平成7年12月25日であった旨を発表するよう明確な指示をすべきであったのに, それをしない

まま成生を3回目の記者会見の席に送り出し、その結果、成生は、本社内には2時ビデオが持ち込まれていたことが動燃本社の幹部に発覚したのは平成8年1月10日であるという虚偽の発表をしてしまった。」旨を主張する。

イ しかし、前記のとおり、1回目の記者会見後に行われた1回目の打合せにおいて、大石理事長は正直に対応するよう指示し、これに基づいて、「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」、「本社内には2時ビデオが存在していたことが判明したのはいつか」との質問、すなわち、「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が動燃本社の幹部に判明したのはいつか」との趣旨の質問に対しては、「平成7年12月25日である。」と答えることが確認されたのであるから、そうとすれば、たとえその後の大石理事長の2回目の記者会見の後において改めて成生に対しその旨を回答するよう指示しなかったとしても、そのことをもって、動燃が成生に対して「本社内には2時ビデオが持ち込まれていたことが動燃本社の幹部に発覚したのは平成7年12月25日であった。」旨を発表するよう明確な指示をしなかったとはいえないものである。控訴人らの上記主張は採用することができない。

(6)ア 控訴人らは、当審において、前記のとおり、「大石理事長は、1回目の打合せにおいて、正直に対応するよう明確に指示しておきながら、その直後の自らの2回目の記者会見においては、「自分が2時ビデオの本社持ち込みを初めて知ったのは昨日の夕方である。」と真っ赤な嘘をつき（大石理事長が2時ビデオの本社持ち込みの事実を知ったのは、鈴木団長からそれまでの調査結果の報告を受けた12月25日である。）、そのため、それを聞いた成生は、2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成7年12月25日であると正直に答えるべきか否か迷わざるを得なくなり、かくして、大石理事長の上記の虚偽発言は、成

生をして、その直後の3回目の記者会見において2時ビデオが動燃本社に保管されていることを調査チームが知った時期について真実である「平成7年12月25日」とありのままに公表するか大石理事長の立場を考慮して大石理事長の発言に合わせて大石理事長の虚偽発言の発覚を阻止すべく「平成8年1月10日」と虚偽の事実を公表するか、二律背反的な進退窮まる状況に陥れたものであり、結果として、虚偽の発表を強いたものである。」旨、「2回目の記者会見の内容からすると、これを聞いた記者とすれば、大石理事長が2時ビデオの本社持ち込みを初めて知ったのは1月11日ころであると理解する以外に理解しようがないものである。このような記者の理解に合わせて、成生は3回目の記者会見において1月10日と回答したのである。」旨、を主張する。

イ しかしながら、① そもそも、前記のとおり、大石理事長は、「自分が2時ビデオの本社持ち込みを初めて知ったのは昨日の夕方である。」とは述べておらず、また、「1月10日である。」とも述べておらず、「実は昨日の夕方、本件についての調査の結果を、私聞きまして、」と述べているにすぎず、1月11日の夕方に本件についての調査結果を聞いたと述べているにすぎないものであること、② また、成生は、大石理事長の2回目の記者会見には同席しておらず、記者会見が行われた科学技術庁にも行っていないのであって、たとえ成生が3回目の記者会見前の2回目の打合せにおいて大石理事長から大石理事長の2回目の記者会見の内容の報告を受けていたとしても(乙27)、それは、前記認定のとおり、あまり時間がとれなかったために、大石理事長の「記者会見では、「記者の皆さんから指摘があった点については更に調査をするよう指示した。」旨、「回答できる事項についてはこの後の会見でお答えすることになっている。」旨を話した。」旨の概括的な報告にとどまるものであり、大石理事長が自己の2回目の記者会見の内容を個別的具体的

に述べたものとは認められないこと、③ 成生に対して他の方法で大石理事長の2回目の記者会見の内容が個別的具体的に伝えられたものとも認められないこと、④ 成生は、3回目の記者会見の直前、科学技術庁で丸岡賢広報室担当役から「本社分プレス宿題回答」と題する書面のコピーを手渡されているが、それには、「動開本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」との質問に対する回答欄に「調査 Gr が調査に入ってから、12/25(月)である。」と記載されており、そのうちの「12/25(月)である」との部分は成生によって鉛筆によると思われる黒い手書きの線で何度も囲まれていること（このことは、成生が3回目の記者会見の直前において「Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのは12月25日である。」と答えるべきことを認識していたことを示すものである。）、⑤ 成生は、その遺書において、大石理事長を直截的にも婉曲的にも非難しておらず、むしろ、「今回のプレス発表という大事な局面で私の勘違いから理事長や役職員に多大の迷惑、むしろ「本当のウソ」といった体質論に反展させかねない事態を引き起す恐れを生じさせてしまったことは理事長はじめ全社一丸となって信頼の回復に努めていこうとする出鼻をくじく結果となり、重くその責任を感じているところです。」と述べていること、等を考慮すると、成生が大石理事長の2回目の記者会見の内容を知ったがゆえに2時ビデオが動燃本社に保管されていることを調査チームが知った時期について「真実である「平成7年12月25日」とありのままに公表するか大石理事長の立場を考慮して大石理事長の発言に合わせて大石理事長の虚偽回答の発覚を阻止すべく「平成8年1月10日」と虚偽の事実を公表するか、二律背反的な進退窮まる状況に陥れられた」とはいえないものである。

控訴人らの上記主張は採用することができない。

成生は、ひっきょう、「動開本部員Eが2時ビデオを保管していた事

実が判明したのはいつか」との質問事項に対して「平成7年12月25日である。」と答えることが大石理事長を含めた1回目の打合せで確認されていたにもかかわらず、自己の「年をまたいだらもたないと思った」との咄嗟の判断から、2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成8年1月10日であると嘘の答えをしてしまったものと認められる。

ウ これに対して、控訴人らは、① 大石理事長の2回目の記者会見後の2回目の打合せは、「2時ビデオの本社存在が判明した時期はいつか」との問題に絞って議論がなされていると考えるのが合理的である、② したがって、その点について大石理事長が2回目の記者会見でどのように発言したかが2回目の打合せで確認されているはずである、③ 仮に2回目の打合せでこの点が確認されなかったとしても、3回目の記者会見でこの点について回答しなければならない成生は、渡瀬広報室長や田島秘書役にその点について確認したはずである、④ 成生は科学技術庁から送付された大石理事長の2回目の記者会見の速報（ファックス）（乙9）を見ているはずであり、それには、大石理事長が2時ビデオが動燃本社に存在することが12月25日には明らかになったと回答したことは記載されていないのであるから、成生はその点について大石理事長がどのように回答したかを確認したはずである、⑤ 田島秘書役が大石理事長の回答に沿った記者会見を行うよう指示した可能性も大きいと考えられる、旨を主張するが、推測に基づくものが多く、上記のとおり、成生は、大石理事長の2回目の記者会見の内容を個別的具体的には知っておらず、3回目の記者会見の直前まで「Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのは12月25日である。」と答えるべきことを認識していただのであるから、控訴人らの上記の主張は採用することができない。

エ 控訴人らは、また、「成生が大石理事長の2回目の記者会見の内容を知らずして3回目の記者会見に臨むはずがない。」旨、「2回目の打合せの目的は大石理事長による2回目の記者会見の内容を3回目の記者会見の出席者に知らせることにあつたのであるから、成生が2回目の記者会見の内容を知らないはずがない。」旨、を主張するが、前記のとおり、大石理事長は、2回目の記者会見の冒頭に、「1回目の記者会見で指摘された点について早速調査するよう指示し、今作業をしており、分かり次第お知らせする。」旨を述べて、自らが13項目の質問事項に答える意思がないことを最初に記者に伝えているのであり、また、2回目の打合せにおいては、「記者会見では、「記者の皆さんから指摘があつた点については更に調査をするよう指示した。」旨、「回答できる事項についてはこの後の会見でお答えすることになっている。」旨を話した。」旨を述べているのであるから、成生は大石理事長の2回目の記者会見の内容を知らないままに3回目の記者会見に臨んだものと認めるのが相当である。このことは、3回目の記者会見が1回目の記者会見で回答が留保された13項目の質問事項に対して回答することにその目的があつたこと、したがって、3回目の記者会見は、大石理事長による2回目の記者会見を必ずしも前提とするものではなく、2回目の記者会見の内容を知らなくてもできるものであつたこと、からも首肯することができるものである。

(7)ア 控訴人らは、当審において、前記のとおり、「動燃は、成生が3回目の記者会見において2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成8年1月10日であると虚偽の回答をした時点において、それが虚偽であると認識し、そして、この虚偽の回答が引き起こす結果の重大性を十分に認識したのであるから、その時点で、成生が自殺する可能性が極めて高いことを予見し又は容易に予見することができたものであ

る。動燃は、3回目の記者会見後においては成生にはもはや自殺以外に選択肢がないことを十分に予見し又は容易に予見することができたのである。それにもかかわらず、動燃は、成生の自殺を防ぐための措置を何ら講ずることなく、かえって、成生を動燃職員の目の行き届かなくなるホテルに宿泊させたのである。」旨、「動燃は、成生が2時ビデオが動燃本社に存在することが判明したのは平成8年1月10日であると虚偽の回答をした時点において、事の重大性に鑑み、成生が自殺しないよう善後策（動燃という組織として、訂正の記者会見を直ちに開くことあるいは訂正の記者会見を開く日時を直ちに決めること、その記者会見で成生が虚偽の回答をしたことについて記者に納得のいく釈明を行うこと、成生のもんじゅ現地への出張を中止し成生を休ませること、成生のみならず3回目の記者会見に同席した安藤理事及び渡瀬広報室長についてもその責任を協議の上ではっきりさせること、等の措置を講ずべき高度の安全配慮義務が発生したのに、この履行を怠った債務不履行がある。」旨、を主張する。

イ 確かに、① 3回目の記者会見が終了した平成8年1月12日午後10時5分ころの時点において、動燃は、前年の12月8日のナトリウム漏れ事故に関するビデオ隠し問題について、社会から厳しい批判を受け、現地の責任者を更迭することを余儀なくされていたこと、② そして、そのビデオ隠しには動燃本社も関与していたのではないかとの疑いが持たれて、そのような中で社内調査チームが立ち上げられたものであること、③ 成生は、その調査チームの一員で副団長の地位にあり、しかも、わざわざ3回目の記者会見の席に調査チームを代表して真実を報告する者として出席しながら、なお虚偽の回答をしてしまったものであること、④ もし虚偽の回答をしてしまったことが発覚した場合には、もんじゅ現地のみならず動燃本社までもが嘘をついているとして、社会から厳し

い指弾を受け、大石理事長の早期辞任はもとより、動燃の体質論から動燃の解体論にまで発展しかねない重大な事態を引き起こす危険性があったこと、⑤ そして、2回目の記者会見後の午後8時30分ころには動燃は監督官庁である科学技術庁に「本社分プレス宿題回答」と題する書面（乙13）等をファックス送信しており、それには、「動燃本部員Eが2時ビデオを保管していた事実が判明したのはいつか」という質問事項に対する回答として「12/25(月)である。」と記載されており、成生が虚偽の回答をしたことは早晩発覚するものであり、このことは安藤理事及び渡瀬広報室長においても認識し得たこと、⑥ 成生は責任感の強い動燃を愛する職員であったこと、が認められる。

ウ しかしながら、① 成生は動燃の総務部次長という地位にあり、社内調査チームの副団長という職責にあったものであるが、ナトリウム漏れ事故についてはもちろん、ビデオ隠し問題やそれへの動燃本社関与についても、その責任を問われる立場にはなかったものであること、② 3回目の記者会見終了後において成生が大石理事長や他の役員さらには上司から叱責された形跡はないこと（そもそも、大石理事長は、成生が虚偽の回答をしたことを知らない。）、③ 3回目の記者会見後において、成生は今後どのように解明していくべきか悩んでおり、その場にいた者に意見を聞いたりしてはいたものの、外見的には普段どおりであり（乙56）、翌日はもんじゅ現地に出張する予定であり（成生が出張を辞退する申出をしたことはない。）、午前1時ころに東京駅近くの「センターホテル東京」にチェックインし、その際に大畑理事と午前6時にロビーで待ち合わせることを約束し（乙28）、午前2時30分ころには遠藤正裕広報室員に電話をして議事録の内容はそのままでよい旨を伝えているのであり、成生に3回目の記者会見後において自殺するようなあるいは自殺をほのめかすような言動や兆候はなかったこと（ましてや当夜

から翌朝にかけての極めて早い時期に自殺するという言動や兆候はなかったこと), ④ 一般論として, 責任感の強い重責を担う者が記者会見において虚偽の回答をした場合に, その者が直ちに自殺するに至るとは考えられないこと, ⑤ 動燃においては, 翌1月13日午前の定例記者会見において成生の虚偽の回答を訂正する予定でいたこと(この認定に反する当審証人丸岡賢の証言は措信できない。), 等の点を考慮すると, 「成生が自殺をするかもしれない状況に追い込まれていたことは, 3回目の記者会見後, 理事長室で行われた報告会議に出席した誰もが感じていた。」とか, 動燃又は安藤理事若しくは渡瀬広報室長においては「成生が自殺する可能性が極めて高いことを予見し又は容易に予見することができた。」とか, 「3回目の記者会見後においては成生にはもはや自殺以外に選択肢がないことを十分に予見し又は容易に予見することができた。」とかということとはできないものである。

したがって, 動燃又は安藤理事若しくは渡瀬広報室長において成生の自殺を予見することができなかつた以上, 3回目の記者会見の席に同席していた安藤理事及び渡瀬広報室長がその場で成生の虚偽の回答を訂正しなかつたことはもちろん(その場では記者の追及が厳しく訂正することは事実上不可能な状態にあった。), その後において動燃が直ちに訂正の記者会見を開かずあるいは訂正の記者会見を開く日時を直ちに決めなかつたとしても, さらには成生をホテルに一人で宿泊させたとしても, 成生に対する安全配慮義務違反があつたとはいえないというべきである。

なお, 仮に控訴人らが主張するように上記の善後策をとっていたとしても, 果たして成生の自殺を防止することができたかは疑問である。なぜなら, 成生の涙なくして読むことのできない遺書に接するとき, 成生のその「人格」がたやすく「己れの失態」を許すことができるかは疑問

だからである。

(8) 以上のとおりであり、成生に対する安全配慮義務違反が動燃にあったとはいえないものである。

4 まとめ

したがって、控訴人らの本件請求は、その余の点について判断するまでもなく棄却を免れない。

第4 結論

よって、これと同旨の原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

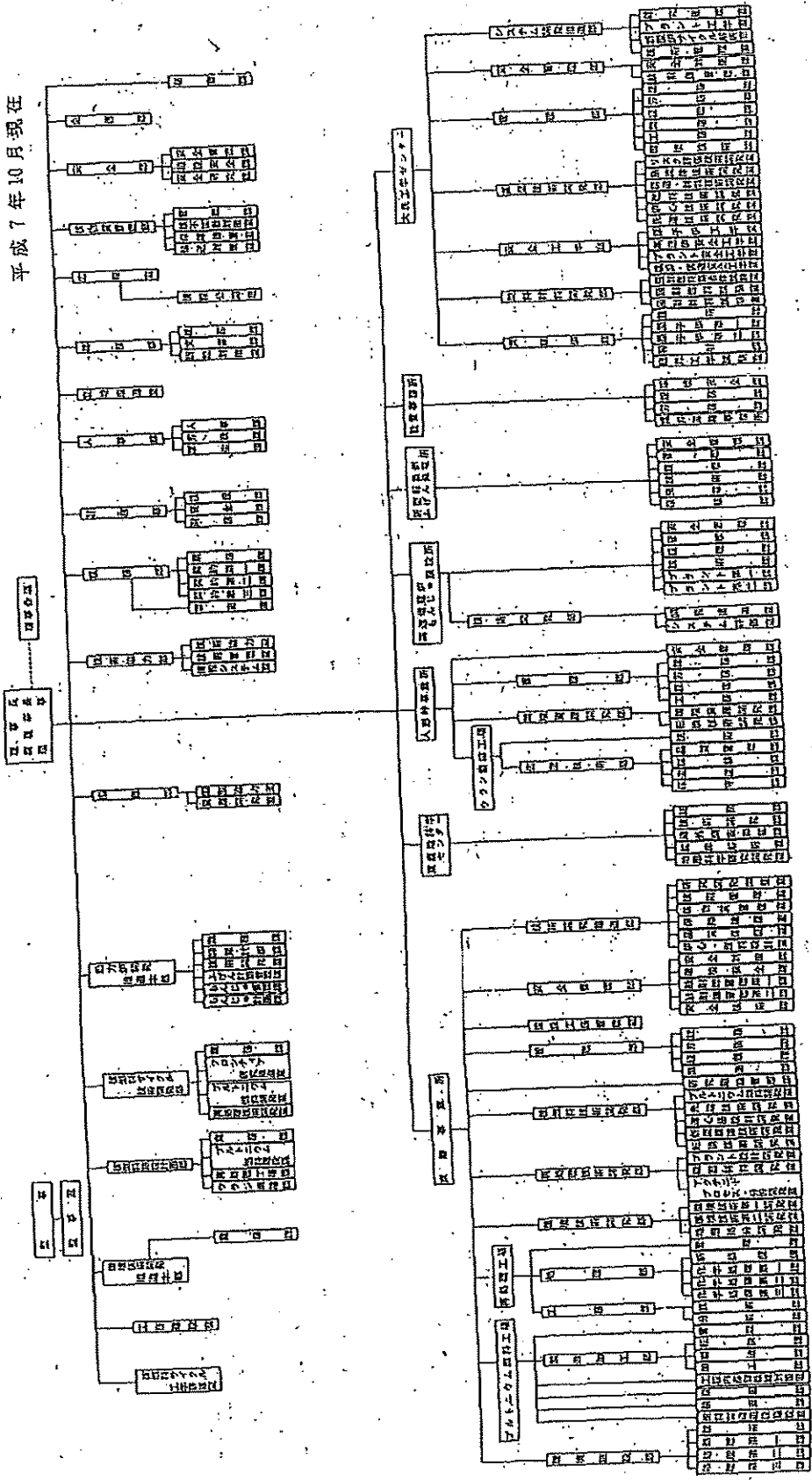
裁判長裁判官 原 田 敏 章

裁判官 北 村 史 雄

裁判官 加 藤 謙 一

動力炉・核燃料開発事業団組織図

平成7年10月現在



(11) Eは、又時ビデオをいつから保管していたのか?

(*) 1/1頃 佐藤副所長から「ほめており」と云われてからである。

(12) 何故佐藤副所長はEが保管していることを

知ったのか? (Eが保管していることを知った時から「ほめており」という関係が保たれて、Eが使用しているという関係がTのフリビを止める。

(*) 佐藤副所長はEと学友の先輩、後輩、関係が別、個人的な付き合いも深く信頼関係も強かった。

(13) 又時ビデオを何人に見せたのか?

(*) 当時動向本部居間には動向本部員がおり、確定人数で何人に見せたかは不詳である。

(14) 個人名が明記されている管理職のシート (役職名、氏名、生年月日)

(*) 個人用シートに関係者以外のシートを公表し出禁もどうも検討する。

(15) 調査対象者は何人か?

(*) ヒアリング中心の調査であり、おおよそ延べ60人程度からヒアリングしている。

(16) Eが保管していた事実が判明したのはいつか?

(*) 調査Gが調査に入ってから(1/25頃) 1/20頃

(17) Eの時系列を詳細報告した際

(*) 本人が自分の行動をいつ時刻明に記述しているわけではなく、関係者もEの行動をいついつに記述しているわけではなく、詳細時系列作成は難しい。何日かに1日程度が経ると大抵時系列可能。

(18) 本社内では時ビデオが存在していたことが判明したのはいつか?

(*) 動向本部以外の調査Gが知ったのは1/25頃である。

(19) PNCはその時点で何故公開しなかったのか?

(*) 関係者のコメントに「いつか」があり、何らかの理由で事実かどうか不明であり、事実たい事は発表できない(松本サリンの事例)。調査に時間がかかっていた。

(20) 今後PNCは本件についてどう報告できるのか?

(*) 本社情報委員会対応を考えた。

(21) 坪田氏は何故、~~事実~~事実を知っていたのに時ビデオの存在

話したのか? (その後動向本部の首の意識から時ビデオの存在)

(*) 当時、口頭報告していたが、動向本部の反応が、見解、異なっていた。

(22) 理事長の本件に対するスタンスを聞きたい

(*) 理事長別途回答

(23) 坪田氏が本社における最高の役職者か?

(*) 坪田氏は課長相当職であり、その上には部長、副本部長等がいる。